

パリ条約6条の3が同盟国の記章や監督用の記号等につき禁止するのは、「登録」であるか「無断登録」であるかが争われた事件

(令和4年(行ケ)第10101号 審決取消請求事件)



会員 柴田 和雄

要 約

パリ条約6条の3の日本語訳(昭和50年3月6日に日本国政府が公示した昭和50年条約第2号によるパリ条約訳文)では、同盟国の記章や監督用の記号等につき「無断使用」が禁止されている。禁止されているのは、「無断使用」だけなので、正当な権限者による「使用」であれば問題はない。本事案では、「使用」ではなく「登録」の可否が争われた。すなわち、正当な権限者による「登録」が拒絶されるべきか否かにつき、パリ条約正文であるフランス語テキストに照らして、その解釈が争われた。この争点について、知財高裁は、日本語訳がパリ条約正文の解釈として誤訳であると断じることができないし、仮に、日本語訳と異なる解釈に従う場合であっても、正当な権限者による「登録」を拒絶することがパリ条約の義務の不履行とはならない、と判断した。

パリ条約の解釈が争われた事件は多くないところ、その中において、本件は、パリ条約正文であるフランス語に即した解釈が争われた珍しいケースである。

目次

1. 事件についての概要
2. 判旨
3. 判決についての解説
4. パリ条約6条の3制定に際しての改正会議の議論について
5. パリ条約の解釈につき争われた裁判例
6. おわりに

1. 事件についての概要

原告は、マレーシアの政府系ハラル認証機関⁽¹⁾である JABATAN KEMAJUAN ISLAM MALAYSIA (マレーシアイスラム開発庁)である。原告は、画像1の構成からなる商標(以下「本願商標」という)につき、願書記載の商品及び役務を指定商品及び指定役務として、令和元年9月4日に商標登録出願を行ったが、本願商標は、「マレーシア政府が商品『茶』や役務『工業上の分析及び調査』等について使用する監督用の印章又は記号であって経済産業大臣が指定するもの(平成26年9月26日経済産業省告示196号)と同一又は類似の商標であり、かつ、前記商品・役務等と同一又は類似の商品・役務について使用するもの」であるから、商標法4条1項5号に該当する旨の拒絶理由の通知を受けた。原告は、手続補正をしたが、拒絶査定がされ、これに対して審判を請求したが不成立であったため、審決の取消しを求めて本件審決取消訴訟を提起した。

知財高裁において、原告は、「商標法4条1項5号はパリ条約6条の3の解釈を誤って制定されており、条約の義務を履行していない」、「本願は、権限のある官庁本人の出願であり、当該官庁の許可を受けていることから、パリ条約6条の3の例外要件を満たしているため、本願商標には、商標法4条1項5号の適用はない」、「これと異な



画像1

り、商標法4条1項5号の規定に基づいて本願の設定登録を拒絶した本件審決の判断は誤りである」等と主張した。

2. 判旨

請求棄却

(i) 「原告は、…パリ条約の解釈に相違があるときはフランス文によるとの条項(29条(1)(c))を前提に、パリ条約6条の3(1)(a)の『à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,』(所管官庁の許可がない場合)が『, par des mesures appropriées,』(適当なる方法に依り禁止する)だけに係るのではなく⁽²⁾、『de refuser ou d'invalider l'enregistrement et d'interdire,』(登録を拒絶し又は無効とし)にまで係るものと解釈されるべきであり⁽³⁾、同条項の公定訳(『同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。』)は⁽⁴⁾、誤訳であつて、これを前提とした商標法4条1項5号は、パリ条約6条の3(1)(a)の国内法実施の義務を履行していない旨主張する。しかし、原告が指摘する『à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,』(権限のある官庁の許可を受けずに)は、原文上、『l'utilisation,』と『,』で続けて副詞句として挿入されており、文言において、この『à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,』が『d'interdire…l'utilisation』(使用を禁止する)のみに係るものであるのか、『de refuser ou d'invalider l'enregistrement et d'interdire,』(登録を拒絶し又は無効とする)にも係るものであるのか、文法的には、どちらと読むことも可能であることや、『権限のある官庁の許可を得ていない』という文言が、当初は『d'interdire…l'utilisation』のみに係るものとして起草されていたところ、起草委員会が総会に示した条約案では、上記原文に書き換えられ、そのまま確定したことにより、文法的には2通りの解釈が可能になったことは、【A】意見書も指摘するとおりであるから、日本語公定訳のとおり、『à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents,』が、『d'interdire…l'utilisation』のみに係ることを前提としても、パリ条約6条の3(1)(a)の誤訳であると断じることはできない。」

(ii) 「仮に、原告が指摘するような解釈、すなわち、『権限のある官庁の許可を受けない』同盟国の紋章等の商標又はその構成部分としての登録を拒絶し、又は無効とするとの解釈を採用するとしても、同規定は、『権限のある官庁の許可』を受けた登録出願をどのように取り扱うについてまで規定するものではない(これらの紋章等の『商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし』とされていることの反対解釈として、それ以外の場合は当然に登録をしなければならない義務を本条約が締結国に課したと解することはできない。)から、そもそも同条に基づき、我が国が『権限のある官庁の許可』を受けた登録出願を拒絶してはならない義務を負うものではないし、同条を根拠として商標法4条1項5号の適用範囲を狭めて『登録をしなければならない』ものと解釈されるべきものでもない。」

3. 判決についての解説

パリ条約6条の3(1)(a)の日本語訳(昭和50年3月6日に日本国政府が公示した昭和50年条約第2号によ

るパリ条約訳文)は、次のとおりである。

「同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。」(下線及び強調は、筆者による。以下において、同じ。)

また、パリ条約6条の3(3)(a)の日本語訳(昭和50年3月6日に日本国政府が公示した昭和50年条約第2号によるパリ条約訳文)は、次のとおりである。

「(1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。もつとも、その通知は、国の旗章に関しては義務的でない。」

これらのパリ条約の規定を受けて、日本では、商標法4条1項5号において、同盟国の監督用及び証明用の公の印章又は記号の商標登録を受けることができないようにするとともに、不正競争防止法16条3項において、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号の商業上の無断使用を禁止している。国際事務局を通じた相互の通知(以下「WIPO通知」という)により商標登録を受けることができない公の記号等の具体的な内容については、経済産業大臣によって告示され、WIPO通知により商業上の使用を禁止する公の記号等の具体的な内容については、「不正競争防止法16条1項及び3項並びに17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令」において定められている。

なお、商標審査便覧42.103.01「商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について」においては、商標権の移転及び専用使用権との関係から、「国家、国際機関等が経済産業大臣の指定する自己の記号、標章等を出願してきたときは、当該記号、標章等は産業財産権の対象として保護すべきものとは認められないと解するのが相当である」との説明がされている⁶⁾。

一方、パリ条約正文の6条の3(1)(a)は、次のとおりである。

“Les pays de l'Union conviennent de refuser ou d'invalider l'enregistrement et d'interdire, par des mesures appropriées, l'utilisation, à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents, soit comme marque de fabrique ou de commerce, soit comme élément de ces marques, des armoiries, drapeaux et autres emblèmes d'État des pays de l'Union, signes et poinçons officiels de contrôle et de garantie adoptés par eux, ainsi que toute imitation au point de vue héraldique.”

このフランス語テキストによれば、裁判所が説示するように、「権限のある官庁の許可を受けずに (à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents)」との副詞句は、「使用することを適当な方法によつて禁止する (d'interdire, par des mesures appropriées, l'utilisation)」にだけ係るのではなく、「登録を拒絶し又は無効とし (de refuser ou d'invalider l'enregistrement)」にも係るといふように、副詞句の係る対象を広義に解釈することも可能であることは確かである。

実際、このような広義の解釈に従った商標法を規定するパリ条約同盟国は存在する。例えば、英国商標法57条(1)では、「条約国の旗章からなる又は旗章を含む商標は、当該国の権限のある当局の許可を得なければ登録されない。ただし、申し立てられている方法による当該旗章の使用がそのような許可なしで認められているものと登録官が認めるときは、この限りでない。」と規定され、さらに、同法57条(3)では、「本条の如何なる規定も、ある国の記章又は公の標識若しくは極印の使用を許可された国民の出願に基づく商標の登録は、これが他の国の記章又は公の標識若しくは極印と類似しているとしても、これを妨げない。」というように、正当な権限者の登録可能性をより積極的に肯定することが規定されている。同様に、正当な権限者の登録可能性がある国や機関としては、オーストラリア、韓国、シンガポール、スイス、デンマーク、ドイツ、ポルトガル、欧州連合知的財産庁(EU商

標規則：(EU) 2017/1001) 等が挙げられるが、必ずしも、「権限のある官庁（ないし当局）」の「許可」との規定振りではない。例えば、ドイツでは、商標法8条(2)6.において、「国の紋章、旗章、若しくはその他の記章、又は国内の地方、地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標」は絶対的拒絶理由とされる前提の下、同法8条(4)において、上記(2)6.につき、「商標の1を商標中に含ませる権限を有する場合は」「適用しない」といった規定振りとされているが⁶⁾、英国と同様の適用除外を定めていると解するべきであろう。

対照的に、狭義の解釈を採る国として、例えば、米国では、「合衆国、いずれかの州若しくは地方公共団体、又はいずれかの外国の旗章、紋章若しくはその他の記章又はそれらの擬態から成り、又はそれらを含む」ものは、拒絶されることが、米国商標法2条(b)において規定されており、かつ、正当な権限者に対しての適用除外もないようである⁷⁾。

このように、パリ条約6条の3について、同盟各国の解釈は区々の状況であり、かつ、その状況が、フランス語において、文法上ないし語法上、二通りの解釈が取り得ることに起因する以上、裁判所が日本語訳についてした「誤訳であると断じることができない」との判断は首肯し得るものである。

4. パリ条約6条の3制定に際しての改正会議の議論について

判決において、知財高裁は、「権限のある官庁の許可を受けずに」という文言が、当初、「使用することを適当な方法によつて禁止する (*d'interdire, par des mesures appropriées, l'utilisation*)」のみに係るものとして起草されていた旨を指摘している。このことについて検討してみる。パリ条約6条の3(1)(a)の規定は、パリ条約の1925年のヘグ改正において導入されたものであるが、最初の条約案は、次のものであった。

“Les pays contractants conviennent, en outre, *de refuser ou d'invalider l'enregistrement et d'interdire par des mesures appropriées l'utilisation, non autorisée* par les pouvoirs compétents, à titre de marques de fabrique ou de commerce ou comme éléments de ces marques, des emblèmes ou armoiries d'État des pays contractants, des signes et poinçons officiels de contrôle et de garantie adoptés par les pays contractants, ainsi que toute imitation, au point de vue héraldique, des dits emblèmes, armoiries, signes ou poinçons.”⁸⁾

採択テキストと略同じことを規定しているように思われるが、「許可を受けずに」に対応する表現が、採択テキストでは、「*à défaut d'autorisation* (許可がない場合に)」を含む副詞句であるのに対して、最初の条約案では、「*non autorisée* (許可を受けていない)」を含む形容詞句となっていた。採択テキストにおける名詞を含む副詞句「*à défaut d'autorisation* (許可がない場合に)」の場合は、これが係る対象が「*d'interdire, par des mesures appropriées, l'utilisation* (使用を適当な方法によって禁止する)」のみなのか、それとも「*de refuser ou d'invalider l'enregistrement* (登録を拒絶し又は無効とすることを)」も含むのか、どちらの解釈も成立することになる。しかし、最初の条約案の女性単数形の分詞「*non autorisée* (許可されていない)」を含む形容詞句が係っているのは、「*l'utilisation* (使用) [女性名詞]」のみであって、「*l'enregistrement* (登録) [男性名詞]」にも係るとの解釈は成立しないことになる。

原告が提出した【A】教授が作成した意見書(甲111)「以下「A意見書」という)によれば、「条約案は、起草委員会(Commission de rédaction)が総会(Séance plénière)に報告書を提出するまで、基本的に維持され続けた。しかし、起草委員会が総会に示した条約案では、*à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents* (権限を有する官庁の許可がなければ)というように、当該部分は挿入句に書き換えられていた。」とのことである。

パリ条約の改正史は、筆者にとっての強い関心事であるため、筆者は、ヘグ改正会議の公式記録文書であるアクト(Actes de la Conférence)を確認してみた⁹⁾。アクトの458~467頁には、第三小委員会(Troisième sous commission)での議論において、(採択テキストの6条の3となる)当初の6条の4についての様々な議論が記録されているものの、「*non autorisée*」を「*à défaut d'autorisation*」に変更すべきとの意見は見当たらない。そして、起草委員会が提出した条約案は、A意見書が説明するように、「*à défaut d'autorisation*」とされており、コメント中に、「国の紋章、旗章その他の記章中には、統治王室の盾形紋地及び同盟に加盟している連邦に含まれる

州の記章が含まれる」旨の説明はあるものの、「non autorisée」を「à défaut d'autorisation」に変更した理由についての説明はない⁽¹⁰⁾。

しかしながら、筆者は、オランダ政府及び万国工業所有権保護同盟条約事務局が作成した『PROPOSITIIONS AVEC EXPOSÉS DES MOTIFS (説明書付き提案)』に興味深い記述を発見した。6条の4(採択された6条の3)の提案の趣旨説明の中に、6条の4の起源が1922年5月の国際連盟の経済委員会で承認されたユベール卿(Sir Hubert)の次のことを禁止する提案であったことが紹介されているのである。

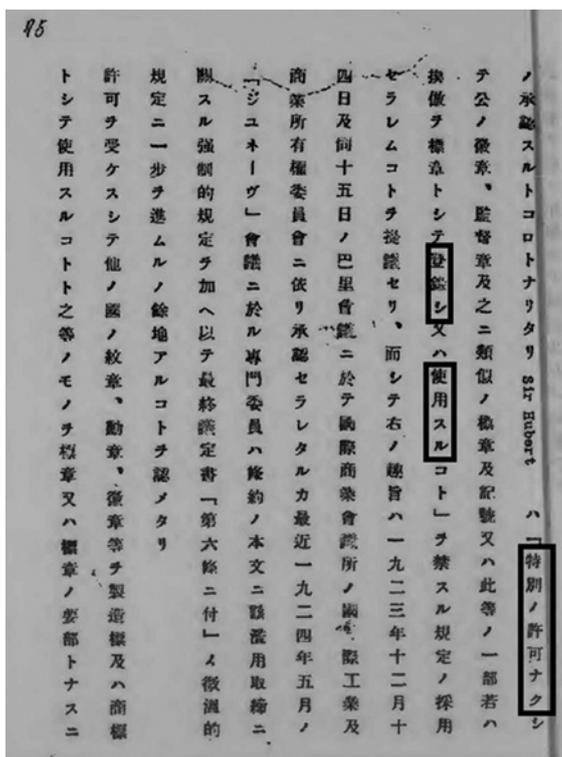
“*l'enregistrement* ou *l'emploi*, sans *autorisation* spéciale, à titre de marque de commerce, d'emblèmes publics, marques de contrôle et marques et signes analogues ou de parties ou d'imitations desdits.”⁽¹¹⁾

これまで説明した形容詞句と名詞を含む副詞句との違いから御理解いただけると思うが、「sans *autorisation* spéciale (特別な許可なく)」は、「*l'enregistrement* (登録)」と「*l'emploi*, (使用)」の両方に係るのである。実際、当時の大日本帝国政府は、当該箇所を次のように翻訳している(画像2)。

「特別ノ許可ナクシテ公ノ徽章、監督章及之ニ類似ノ標章及記號又ハ此等ノ一部若ハ模倣ヲ標章トシテ登録シ又ハ使用スルコト」⁽¹²⁾

この翻訳では、「特別ノ許可ナクシテ」と「使用スル」の間に「登録シ」が挿入されていることから、「特別ノ許可ナクシテ」は、当然に「登録シ」に係ることになるし、ユベール卿によるフランス語では、そのような解釈は自然といえる。

これは、推測の域を出るものではないが、特段の議論があった旨の記録が残っていないことからすれば、ユベール卿による元々の提案とは異なり、最初の条約案では、「許可を受けずに」が「登録」に係らないため、修正されるべきとの指摘がされて、採択テキストに至ったのではないかと思われる。そうだとすると、英国等の採る解釈の方が、立法者の意思には、より沿ったものということができる。しかしながら、この推測が正しかつたとしても、反対解釈が是とされるものでもない旨を知財高裁が説示するように、許可を得た出願を拒絶することがパリ条約の義務の不履行となるものではないであろう。国の紋章等の許可なき登録を禁止するユベール卿の提案として、許可を得た上で国の紋章等を登録しようとする行為をどのように処するかについては何も述べていないのである。そうしてみると、知財高裁がした判断は、立法者の意図がどのようなものであったにせよ、現在のパリ条約正文についての解釈として、一応は成立するものではある。



画像2

5. パリ条約の解釈につき争われた裁判例

パリ条約の規定には、4条B第一文のように、自己執行的な規定がある一方で、直接適用性を持たない規定も多くある。直接適用性を持たない規定は、同盟国の国内法の規定を変更し、補足し、これが例外、内容をなすものや、或る事項につき、同盟国の国内法に規定すべきことを要求するものとなる。6条の3は、後者に属するといえるが、実際には、完全な立法がされない例もある。例えば、米国において、国の標章等の使用禁止を規定した法律はない。国の標章等のある者が商標として使用したことにより、WIPO 通知をした団体等が被害を受け、被害を受けるおそれがある場合、当該団体等は民事訴訟を提起することは可能である（米国商標法43条（a））。しかし、実効性には乏しい。

米国では、パリ条約が直接適用性を持たないものとして、条約上の規定に対応する米国法規定の解釈を中心に裁判がされることが普通である。米国法がパリ条約の内容を完全に規定していない例は、パリ条約6条の3以外にもあり、例えば、米国特許法にパリ条約4条F所定の複合部分優先に対応する規定はないし、条約に別段の定めがあるときは、その規定によるという日本の特許法26条のような規定もない。そして、米国の判例法は、条約上の規定に対応する国内法規定の解釈を中心に扱った結果、日本や欧州各国では認められている一つのクレーム中の複合部分優先を認めない法制となっている⁽¹³⁾。

欧州特許庁拡大審判部（以下「EBoA」という）は、欧州特許条約の解釈を審理する際に、傍論として、パリ条約4条F及びHの解釈につき判断を示したことがある⁽¹⁴⁾。しかし、その際の審理の手続言語が英語であったため、判断は、パリ条約の英語訳（筆者注：英語訳はパリ条約の公定訳ではある。）によって行われ、フランス語の下での判断がされることはなかった。4条Hの「certain elements of *the invention* for *which* priority is claimed（仏：certains *éléments* de l'invention pour *lesquels* on revendique la priorité、日：発明の構成部分で当該優先権の主張に係るもの）」を判断しようとする際に、英語では、優先権を主張する対象が「発明」と「構成部分」の二通りの解釈が可能であるが、「the」を伴う「*invention*（発明）」と理解する方が、自然な解釈である。一方、フランス語では、男性複数形の関係代名詞「*lesquels*」が係っているのは、「l'invention（発明）[女性名詞]」ではなく、「*éléments*（構成部分）[男性名詞]」であることが明らかなたため、優先権を主張する対象が「構成部分」とあるという解釈しか取り得ない。しかしながら、この英語での審理による判断を経て、EPOは、優先権の対象とは「発明」のみであり、1クレーム中の「構成部分」についての部分優先を認めない実務を暫くの間、敷くようになった。しかし、部分優先についての判断が求められる事件が生じて、EBoAは、判断を修正した⁽¹⁵⁾。

日本においては、パリ条約の規定の解釈が争いとなった裁判例は幾つかあり、最高裁まで争われたものもある⁽¹⁶⁾。上告理由の中では、審決も判決もパリ条約4条Fの『構成部分』を『構成要件』と即断したが、パリ条約4条Fの『構成部分』とは『構成部分を持つ発明』とするのが正しいとの主張がされ、審決及び判決には、条約の解釈誤りがあると指摘されていた⁽¹⁷⁾。しかし、最高裁は、この上告理由を退けた。ただし、この際の上告人の理由は、パリ条約の日本語訳に依拠したものであって、パリ条約正文のフランス語テキストに依拠したものではなかった⁽¹⁸⁾。

本事件は、パリ条約の解釈につき、正文であるフランス語を持ち出して争われた珍しいケースといえる。また、原告は、憲法98条所定の国際法規の遵守や、パリ条約6条の3が自動執行的国際法（自己執行的規定）であること等も主張していた。本事件では、商標法4条1項5号の規定がパリ条約正文であるフランス語テキストの6条の3に抵触しないと判断がされたため、憲法98条の問題は生じなかった。しかし、仮に、国内知財法の規定とパリ条約正文の解釈が抵触するようなケースが生じた場合には、憲法98条の規定やパリ条約の自己執行的規定の問題等も改めて検討されることになるであろう。

このことに関して、法令レベルの問題ではないが、近年、1クレーム中の「構成部分」についての部分優先を認めない特許庁運用に従った審決の判断手法が、パリ条約4条Fの規定と整合していないことを示唆する知財高裁判判断が示されており、注目される⁽¹⁹⁾。パリ条約正文テキストに基づく解釈が争われることが、そう遠くない将来、生じるかもしれない⁽²⁰⁾。

6. おわりに

パリ条約のヘーグ改正条約を批准するための商標法改正を審議する昭和9年開催の第65回帝国議会貴族院において、中松真卿特許局長官は、「國家ノ監督用、證明用ノ印章記號トシテ定メラレテ居ル所ノモノハ、之ヲ某國家ガ付シマスル所ノ商品ト同一若クハ類似ノ商品ニ勝手ニ登録サレマスト云フト、商品ニ非常ナ混同ヲ來ス惧レゴザイマスルノデ、斯ウ云フモノハ、各國ガ監督用、證明用ノ記號トシテ付スル所ノ商品ト同一若クハ類似ノ商品ニ關シテハ、各國商標トシテ登録セヌコトニシヤウヂヤナイカ、斯ウ云フ取極ヲ致シタノデアリマス」と法改正の趣旨を説明している⁽²¹⁾。「勝手に登録」は「無断登録」のこと以外の何物でもなく、大日本帝国政府の当初方針は、現在の英国の商標法の規定振りと同様であったのかもしれない。また、古い学説の中には、同盟国の記章や監督用の記号等につき、「監督又は証明の權威のために、個人に商標登録を許すべきでない」と政府当初方針に沿った解説をしているものもある⁽²²⁾。しかし、制定された法律には、「勝手に登録」ないし「無断登録」と解される文言は、盛り込まれなかったのである。そして、パリ条約のフランス語は、これまで述べたとおり、二通りの解釈が可能なのである。

専用使用権等との関係による商標審査便覧の説明を問題無しとはしないし、「本件商標は、品質保証マークとして世界的に有名な商標であり、これを拒絶して保護しないことは逆に同盟国、国際機関等の権利と尊厳を損なうようなものである」との原告の意見は傾聴に値するものかもしれないが、何れにせよ、立法論の枠を出ないであろう⁽²³⁾。

なお、原告であるJAKIM（マレーシアイスラム開発庁）の本願商標と同一の商標は、原告の説明によれば、マレーシア本国以外に、ニュージーランド、カザフスタン、台湾、韓国、ブラジルにおいて設定登録されている。また、JAKIMと相互認証関係にある⁽²⁴⁾日本のハラル認証機関である一般社団法人ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会の画像3から構成される商標は、日本において設定登録されている⁽²⁵⁾。



画像3

<追記>

脱稿後に、本件知財高裁判決に対して、上告及び上告受理申立がなされた。また、「権限のある当局の承諾を得た場合」には登録を受けることができる規定振りとなっている、実に50を超える国の商標法が示されている（手続補正書により補正された）審判請求書に接した。

(注)

- (1)「ハラル (halal)」とは、アラビア語で「許容されたもの」を意味し、反対語は「ハラム (haram)」である。「ハラム」は「禁じられたもの」を意味する。ハラル認証とは、人が摂取するものが「ハラルであり、ハラムではない」こと、即ち「イスラム的に許容されている」ことを示すものであり、イスラム法学的観点と化学的観点の両方からハラル性を審査する。
- (2)日本語訳に対応した正しいフランス語表記とするならば、「d'interdire, par des mesures appropriées, l'utilisation」となる。
- (3)原告は、昭和9年12月3日に大日本帝国政府が公示した昭和9年条約第5号によるパリ条約訳文を「定訳文」と称し、6条の3について、当時の片仮名表記を平仮名表記に改め、「締約国は締約国の国の紋章、徽章その他の徽章、締約国により採用せらるる監督用及証明用の官の記号及印章並に紋章学上の見地に於けるこれらの模倣の製造標若は商標としての又は其の要部としての登録を拒絶し又は無効とし且権限ある官憲の許可なき使用を適當なる方法に依り禁止することを約す」と引用した上で、主張を行った。

- (4) 一方、裁判所は、日本国政府が公示した昭和 50 年条約第 2 号によるパリ条約訳文を「公定訳」ないし「日本語公定訳」と称し、引用を行っている。原告が引用する翻訳と裁判所が引用する翻訳が相違するため、判決中の仏語表記に伴う括弧書きには、昭和 9 年条約第 5 号による表記と昭和 50 年条約第 2 号による表記が混在し、さらに、その何れにも依らないものも含まれている。なお、裁判所が「日本語公定訳」と述べているのは、日本国政府が公に認めている翻訳という意味でのことと思われる。すなわち、パリ条約の日本語訳は、パリ条約 29 条 1 (b) で規定されるパリ条約の公定訳ではない。
- (5) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/42_103_01.pdf
- (6) このことに加えて、商標に関する加盟国の法律を近接させるための 2015 年 12 月 16 日付け欧州議会及び欧州理事会指令（いわゆる商標ハーモ指令：(EU) 2015/2436）4 条に掲げられる絶対的拒絶及び無効理由の (h) には、「商標であって、権限ある当局により認可されておらず、パリ条約第 6 条の 3 により拒絶され又は無効とされるべきもの」が掲げられている。EU 加盟国は、商標指令に整合させなければならないため、EU 加盟国での取り扱いは一枚岩の筈である。また、商標ハーモ指令は、任意規定ながら各国がコンセント制度を置くことを認めており（5 条 (5)）、この考え方は、パリ条約 6 条の 3 を「無断登録」の禁止とする解釈とも調和している。
- (7) 一般財団法人 知的財産研究所「(平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書) 未登録の技術・ブランドの保護の在り方に関する調査研究報告書」49、104 頁。
- (8) Actes de la Conférence de la Haye de 1925 (1926) p.458.
- (9) Actes de la Conférence de la Haye de 1925 (1926) pp.458-467.
- (10) Actes de la Conférence de la Haye de 1925 (1926) p.544.
- (11) Actes de la Conférence de la Haye de 1925 (1926) p.244.
- (12) フランス語の原文を大日本帝国政府が翻訳したものであり、国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵 Ref. A13100748400「海牙万国工業所有権保護同盟会議ニ参列スヘキ帝国委員ニ対シ訓令方ノ件」に掲載されている。<https://www.jacar.go.jp/>にてレファレンスコードでアクセス可能。
- (13) *In re Gosteli*, 872 F.2d 1008, 10 USPQ2d 1614 (Fed. Cir. 1989).
- (14) Requirement for claiming priority of the “same invention”, G2/98; OJ EPO 2001, 413.
- (15) G1/15 Partial Priority OJ EPO 2017, A82.
- (16) 東京高判平成 5.6.22 (平成元 (行ケ) 115 号) 知的裁集 25 卷 2 号 225 頁〔光ビームで情報を読み取る装置〕(最〔2 小〕判平成 10.7.17 (平成 6 (行ツ) 26 号) において認容)。
- (17) その理由として、「第四条 H は、出願に係る発明の構成部分の全ては、少なくとも、『出願書類の全体により』明らかにされている必要があり、出願書類の全体によっても発明の構成部分のあるものが明らかにされていると認められない場合には、優先権は否認される旨定めているのであって、第四条 F 項前段に関する上記の如き文言解釈は、明らかに、第四条 H の規定と抵触することとなるからである」との説明がされていた。奇しくも、EBoA と同様に、4 条 H をフランス語でなく、英語訳の文脈で解釈してしまったのである。
- (18) もっとも、パリ条約正文のフランス語テキストで主張を行っていたならば、本件の商標の事件と同様に、フランス語が有する男性名詞と女性名詞との別によって、上告人の理由が誤りであることが、よりハッキリと明確になってしまっていた筈である。このことに気づいていた上告人は、フランス語テキストで主張することを取って避けたのかもしれない。
- (19) 知財高判令和 2 年 11 月 5 日 (令和元年 (行ケ) 10132 号) 審決取消請求事件〔ブルニアリンク作成デバイス及びキット〕裁判所 WEB。審決において示された 4 条 H の解釈は、〔光ビーム…〕上告事件の上告人と同様に、パリ条約正文でなく、英語訳の文脈によるものであり、全ての構成部分が出願書類の全体により明らかにされていなければならないとするものであった。
- (20) 拙稿「基本発明に依り改良発明の特許性を否定しないという複合部分優先の真の利益～クレームや選択肢単位で遡及する考え方はパリ条約の複合部分優先に非ず～」LES JAPAN NEWS, Vol.64, No.1 (2023 年) 23 頁。
- (21) <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=006501631X00119340319#page=3> 3 頁 3-4 段。
- (22) 吉原隆次『商標法説義 [14 版]』(帝国判例法規出版・1974 年) 54-55 頁。近時の解説書には、政府又は地方公共団体の許可を得ても登録されない旨が記載されているものもあるが、政府や地方公共団体自体が出願した場合については何も語っていない。特許庁見解については、先に述べたとおりであるが、この見解がいつから示されているのかは不明である。
- (23) 参考まで、WIPO では、「パリ条約の 6 条の 3 は、同条約の締約国の紋章、…を無許可の登録と使用 (unauthorized registration and use) から保護している」との説明がされつつも、「対象となる標識に対して、商標権又はその他の種類の知的財産権を発生させるものではない」との説明もされている。<https://www.wipo.int/article6ter/en/> 参照。また、第 211 回通常国会に提出された商標法改正案に、登録可能な商標の拡充を主眼としてのコンセント制度の導入が含まれていることも注目される。
- (24) https://mpja.jp/international_recognition/ 参照。
- (25) 商標登録第 6315023 号。

(原稿受領 2023.3.28)